

## 令和3年度狩猟免許試験(追加)のお知らせ

### 日程

試験種目	実施日		会場	住所	
わな猟	(一次)	令和4年 1月15日 午前	(土)	長崎県庁3階会議室	長崎市尾上町3-1
	(二次)	令和4年 1月15日 午後	(土)	長崎県庁3階会議室	長崎市尾上町3-1
第一種銃猟	(一次)	令和4年 1月15日 午前	(土)	長崎県庁3階会議室	長崎市尾上町3-1
	(二次)	令和4年 1月26日 午前	(水)	長崎県庁3階会議室	長崎市尾上町3-1

わな猟については、一次試験合格者に対し、同日に二次試験まで行います。

銃猟については、二次試験の実施日が異なりますので、受験できることをご確認のうえ申し込みください。

感染症対策により受験者間の間隔を確保するため、多数の申し込みがあった場合は受付を締め切る場合がございます。

お車で来場される方は受験時間に限り県庁駐車場の無料処理を行いますが、駐車場開場は9:00からです。また、県庁以外の駐車場をご利用の場合は個人負担となります(無料処理できません)ので、ご注意ください。

試験の種類	・わな猟免許(わなが使用できる免許) ・第1種銃猟免許(装薬銃及び空気銃が使用できる免許)										
受験資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>長崎県内に現に住所を有し、狩猟免許試験の日に次の年齢に達している者                      [わな猟]: 18歳 <span style="margin-left: 100px;">平成27年度試験より、20歳から18歳になりました</span>                      [第1種銃猟]: 20歳</li> <li>精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれのある病気として環境省令で定めるものにかかっていない者                      統合失調病、そううつ病(そう病、うつ病を含む)、てんかん(発作が再発するおそれがないもの等を除く)ほか</li> <li>麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者でない者</li> <li>自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者でない者</li> <li>狩猟免許取消し等の処分を受けた場合にあっては、一次試験受験日が処分を受けた日の翌日から3年を経過している者(例: 処分日が1/1であれば受験日は3年後の1/2以降)</li> </ul>										
試験科目及び時間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">[一次試験](わな猟、第1種銃猟)</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9:30 ~ 9:40</td> <td style="text-align: center;">受付</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10:00 ~ 11:50</td> <td>                     知識試験                      鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に関すること                      鳥獣に関する知識                      鳥獣の保護管理に関する知識                      猟具に関する知識                      *既に他種の狩猟免許を所持している方は、一次試験の上記 ~ が免除されます。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10:30 ~</td> <td>                     適性試験                      視力、聴力、運動能力                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14:00 ~</td> <td>                     [二次試験](わな猟の一次試験合格者に限る)                      技能試験                      猟具の判別                      猟具の架設                      鳥獣の判別                 </td> </tr> </table> <p>(注) 受験者数の多寡により時間が前後することがあります。</p>	[一次試験](わな猟、第1種銃猟)		9:30 ~ 9:40	受付	10:00 ~ 11:50	知識試験 鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に関すること 鳥獣に関する知識 鳥獣の保護管理に関する知識 猟具に関する知識 *既に他種の狩猟免許を所持している方は、一次試験の上記 ~ が免除されます。	10:30 ~	適性試験 視力、聴力、運動能力	14:00 ~	[二次試験](わな猟の一次試験合格者に限る) 技能試験 猟具の判別 猟具の架設 鳥獣の判別
[一次試験](わな猟、第1種銃猟)											
9:30 ~ 9:40	受付										
10:00 ~ 11:50	知識試験 鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に関すること 鳥獣に関する知識 鳥獣の保護管理に関する知識 猟具に関する知識 *既に他種の狩猟免許を所持している方は、一次試験の上記 ~ が免除されます。										
10:30 ~	適性試験 視力、聴力、運動能力										
14:00 ~	[二次試験](わな猟の一次試験合格者に限る) 技能試験 猟具の判別 猟具の架設 鳥獣の判別										
試験科目 (銃猟の二次)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 70%;">                     [二次試験](第1種銃猟)                      *一次試験合格者に対し、記載日程のとおり実施(受付: 9:30 ~、技能試験: 10:00 ~)                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技能試験</td> <td>                     銃器の点検、分解及び結合                      装填、射撃姿勢、脱包                      団体行動の場合の銃器の保持、銃器の受け渡し                      休憩時の銃器の取扱い                      圧縮等、装填、射撃姿勢                      距離の目測                      鳥獣の判別                 </td> </tr> </table>		[二次試験](第1種銃猟) *一次試験合格者に対し、記載日程のとおり実施(受付: 9:30 ~、技能試験: 10:00 ~)	技能試験	銃器の点検、分解及び結合 装填、射撃姿勢、脱包 団体行動の場合の銃器の保持、銃器の受け渡し 休憩時の銃器の取扱い 圧縮等、装填、射撃姿勢 距離の目測 鳥獣の判別						
	[二次試験](第1種銃猟) *一次試験合格者に対し、記載日程のとおり実施(受付: 9:30 ~、技能試験: 10:00 ~)										
技能試験	銃器の点検、分解及び結合 装填、射撃姿勢、脱包 団体行動の場合の銃器の保持、銃器の受け渡し 休憩時の銃器の取扱い 圧縮等、装填、射撃姿勢 距離の目測 鳥獣の判別										

<b>提出書類</b>	<p>申請にあたっては、下記 ~ の書類を整えて、持参又は郵送により提出</p> <p>狩猟免許申請書(1試験種類ごと)(注1) 銃砲等の所持許可証の写し又は医師の診断書(注2) 写真1枚(注3) 住民票又は運転免許証の写し等 切手を貼った返信用封筒(受験票送付用)(注4)</p> <p>(注1)申請書様式等は県農山村振興課及び振興局で配布する他、県HPからダウンロードできます。 (注2)銃砲所持許可を取得されている方はその許可証の写し、それ以外の方は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当しない者であることが確認できる県指定様式の診断書 診断書は、精神保健指定医以外の医師が作成したもので構いません。 (注3)申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景のタテ・ヨコ3.0×2.4cmの写真で、裏面に氏名と撮影年月日を記載したもの。白黒・カラーどちらでも可。 (注4)長形3号(120×235mm)以上の大きさの封筒に送付に必要な額面の切手を貼付したものの長形3号の封筒の場合は84円分の切手を貼付ください。 受験票は試験の1週間着前を目処に受験者に送付します。</p>
-------------	---

<b>受付期間</b>	令和3年11月22日(月)から12月17日(金)まで
-------------	----------------------------

<b>申請手数料</b>	<p>下記額面の長崎県収入証紙を申請書に貼付</p> <p>新規受験者 5,200円 / 1試験種類当たり(種類別の申請書に添付)</p> <p>他種類免許所持者 3,900円 / 1試験種類当たり(種類別の申請書に添付)</p> <p>収入証紙の購入は、次の場所ではできませんので、下記証紙販売指定所において購入のうえ手続きを行ってください。</p> <p>島原振興局農林部農業企画課のある西八幡町の庁舎では購入できません 島原市役所(島原市上の町537番地)等で購入できます 県北振興局農林部農業企画課のある吉井町の庁舎では購入できません 県北振興局(佐世保市木場田町3-25)等で購入できます 壱岐振興局農林水産部農業振興普及課のある芦辺町の庁舎では購入できません 壱岐振興局(壱岐市郷ノ浦町本村触570)等で購入できます</p> <p><b>受験の有無に関わらず、申請手数料の返還はできません。</b></p>
--------------	---

<b>感染症対策</b>	<p>新型コロナウイルス感染症対策のため、受験者の皆様は、以下の点に注意してください。</p> <p>次に掲げる項目に該当する方は、当日の受験は控えていただくようご協力をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体調異常(発熱、せき、くしゃみ、呼吸困難、倦怠感、味覚障害など)がある方</li> <li>・濃厚接触者として健康観察の指示を受けている方</li> <li>・海外からの帰国者等、政府または自治体の要請により自宅待機を求められている方</li> </ul> <p>受験時のマスク着用、手指の消毒等の感染症対策にご協力をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染予防のため、試験時間中も含めマスクの着用をお願いします。</li> <li>・他の受験者との会話などの接触を控えるようお願いいたします。</li> </ul> <p>新型コロナウイルスの発生状況によっては、試験の延期等を行う場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験の延期等を行う場合は県HPによりお知らせしますので、ご確認ください。</li> </ul> <p><b>体調異常等により欠席された場合、試験の延期等により受験ができなくなった場合でも、申請手数料の返還はできませんので、予めご了承ください。</b></p>
--------------	--

●提出先及び問い合わせ先

部 署	住 所	電 話 番 号
県央振興局農林部農業企画課	〒854-0071 諫早市永昌東町25-8	0957-22-0389
島原振興局農林水産部農業企画課	〒855-0835 島原市西八幡町8509-2	0957-62-3610
県北振興局農林部農業企画課	〒859-6325 佐世保市吉井町大渡80	0956-41-2033
五島振興局農林水産部農業振興普及課	〒853-8502 五島市福江町7-1	0959-72-5115
壱岐振興局農林水産部農業振興普及課	〒811-5732 壱岐市芦部町国分東触678-7	0920-45-3038
対馬振興局農林水産部農業振興普及課	〒817-8520 対馬市厳原町宮谷224	0920-52-4011

\*長崎振興局では受け付けていません。長崎市内にお住まいの方は県央振興局へ持参又は郵送により提出ください。

\*西海市の管轄は県央振興局です。西海市内にお住まいの方は県央振興局へ持参又は郵送により提出ください。

<b>その他</b>	<p>受験のための講習会(長崎県猟友会主催)について ...受講を希望される方は、長崎県猟友会(095-822-7213)へお問合せください。</p> <p>免許取得にかかる助成について ...一定条件で免許取得経費の助成制度を市町が設けています。住所地の市役所・町役場へお問合せください。</p>
------------	---

<b>最終合格発表</b>	<p>令和4年2月4日(金) 9:30</p> <p>受験番号を県庁ロビー及び振興局に掲示するとともに県ホームページで公表します。 また、後日狩猟免許等を本人あて郵送します。</p>
---------------	---